

# 本県における障害児教育の現状と課題

## 1 本県の障害児教育のこれまでの取組

障害のある幼児児童生徒の教育について、本県では障害の種類や程度、発達段階等に応じて、小・中学校の特殊学級や通級指導教室、盲・聾・養護学校における教育等、適切な教育の場を充実させてきました。

特に、養護学校義務制実施以降、児童生徒の自立と社会参加に向けて、すべての県立養護学校に高等部を設置し、障害の重い生徒の教育の機会の充実を図ってきました。その後、軽度の知的障害のある生徒の受け入れのため、平成9年度に職業学科を設置する高等部だけの養護学校である流山高等学園を設置し、後期中等教育の充実を図ってきました。

学校や教員の専門性の向上については、昭和45年、全国に先駆けて県特殊教育センター（平成15年度、県総合教育センター特別支援教育部として組織改編される）を開設し、障害のある幼児児童生徒の教育相談をはじめ障害児教育の調査・研究と教員の研修事業に取り組むなど、障害児教育の推進を図ってきました。さらに、盲・聾・養護学校教員の採用枠を設け、免許保有者を採用するなど専門性のある教員を確保してきたところです。

このように、本県の障害児教育の充実を図るため、さまざまな施策を講じてきたところですが、前述のとおり、障害のある幼児児童生徒に対する教育の充実を図るための新たな支援の仕組みづくりが求められています。

## 2 早期の教育相談の現状

乳幼児期の子どもを保護者が、養育上の悩みなどを相談するため最初に訪れる機関や場は地域によって実情が異なり、県内全域で十分整備されているとは言い難い面があります。

こうした中、県内各地で徐々にではありますが、行政と学校、親の会、関係団体等との連携による早期の教育相談支援体制を整備する動きが現れています。本人や保護者の願いや要望等が多様化している状況を踏まえ、乳幼児期や学齢期における教育相談の実施にあたり、以下のような新たなパートナーシップ<sup>\*1</sup>の形成を目指した取組が始まっています。

- (1) NPO<sup>\*2</sup>と県との協働による相談事業
- (2) 親の会など、当事者団体への就学説明会の実施
- (3) 市教委と市障害支援担当課の連携による早期の療育相談や教育相談の実施
- (4) 広域（2市2町）で発達相談を実施

---

\*1 パートナーシップ 行政、NPO、企業、行政関係機関などといったさまざまな社会サービスの担い手が、継続した協力や連携などの関係をもつこと。

\*2 NPO Non-Profit Organization の略。民間非営利活動団体。非営利と同時に、非政府であること、自主的、自発的な活動を行うことなども意味している。広義では、市民団体、ボランティア活動の推進団体、公益法人の一部などを指すが、これらの活動を行う団体に法人格を与えるために制定された特定非営利活動法人法に基づき所轄庁の認証を受けた法人（いわゆる NPO 法人）を指すことが多い。

今後、各関係機関や団体等が連携し合った早期の教育相談支援体制の整備が求められています。

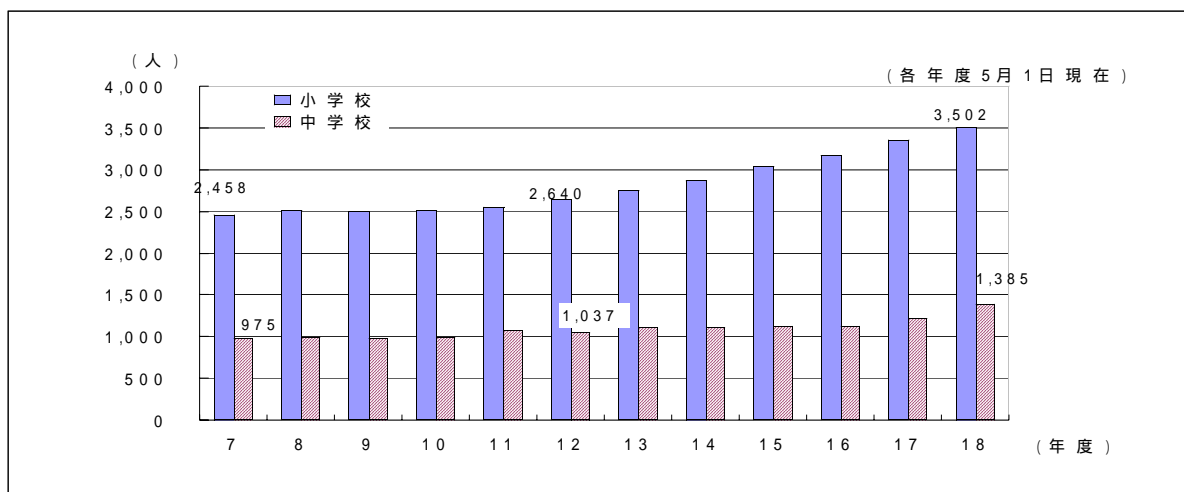
### 3 小・中学校の現状

#### (1) 特殊学級の現状

県内の小・中学校における障害のある児童生徒に対する教育については、特殊学級等設置校を中心にその推進を図ってきました。特殊学級の設置状況は市町村によって異なり、拠点となる学校に特殊学級を複数設置して教育の推進を図るところや、それぞれの学校に特殊学級を設置するところなど、市町村ごとに特色がみられます。

特殊学級については、知的障害、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害及び情緒障害の学級を設置しており、知的障害と情緒障害特殊学級の児童生徒数は、年々増加傾向にあります。

(グラフ1) 公立小・中学校の特殊学級の児童生徒数の推移



#### (2) 通級指導教室<sup>\*1</sup>の現状

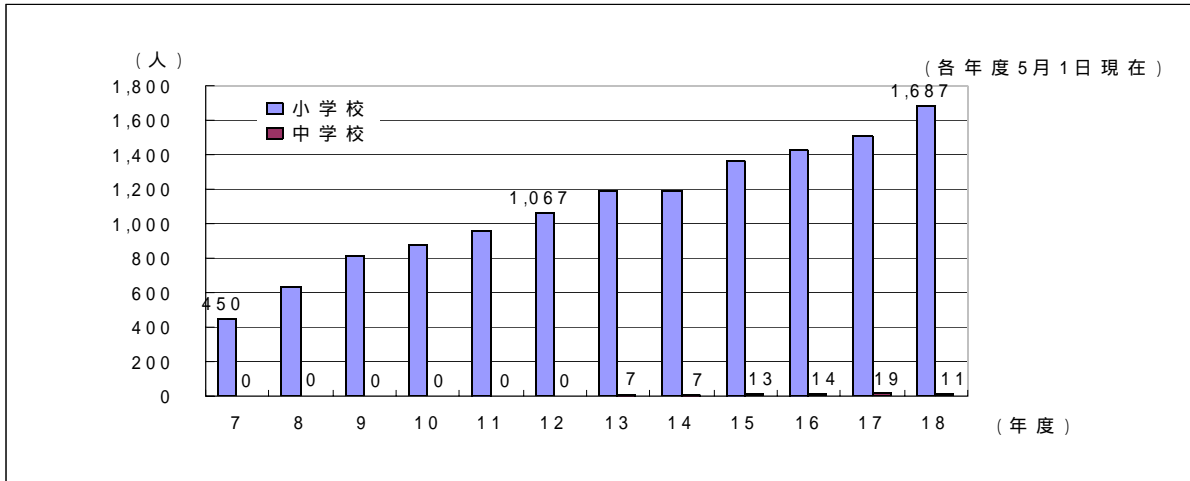
平成5年度から、小・中学校の通常の学級に在籍する言語障害、情緒障害、難聴の児童生徒に対して「通級による指導」を開始しました。平成13年度から、聾学校において県内2地域で通級指導教室を開設し、聞こえや言葉の指導を自校や

\*1 通級指導教室 「通級による指導」を行う場。小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導は学級で行いつつ、障害に応じた特別な指導を特別の指導の場で行う、特別支援教育の一形態である。

地域の小・中学校において実施しています。また、平成18年度にLD<sup>\*1</sup>、ADHD<sup>\*2</sup>の通級指導教室を設置しました。

平成18年度現在、言語障害97教室、情緒障害12教室、難聴5教室、LD、ADHD5教室の計119教室を設置し、児童生徒数は小・中学校合わせて1,698人となっており、昨年度に比べ171人の増加がみられます。

(グラフ2) 公立小・中学校の通級指導教室の児童生徒数の推移



### (3) 通常の学級におけるLD、ADHD、高機能自閉症<sup>\*3</sup>をはじめ特別な教育的支援を必要とする児童生徒の現状

近年、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒の中で、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する理解と適切な支援の在り方をどのように充実するのか、指導・支援にあたる人材の育成も含め、喫緊の課題となっています。

県総合教育センター特別支援教育部における来所相談や巡回相談の件数の中で、LD、ADHD、高機能自閉症等に関する相談の割合が高くなっています(表1、表2を参照)。

\*1 LD (Learning Disabilities、学習障害) 学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

\*2 ADHD(Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder、注意欠陥/多動性障害) 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

\*3 高機能自閉症 3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(表1) 来所相談におけるLD, ADHD, 高機能自閉症等の年度別相談件数

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
相談件数の合計	314	330	285	370	371
LD等の相談件数	65	83	121	173	219
LD等の相談件数の割合(%)	20.7	25.2	42.5	46.8	59.0

(表2) 巡回相談におけるLD, ADHD, 高機能自閉症等の年度別相談件数

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
相談件数の合計	111	116	61	116	108
LD等の相談件数	28	34	26	41	41
LD等の相談件数の割合(%)	25.2	29.3	42.6	35.3	38.0

(注) 表1, 2の13, 14年度は, 旧特殊教育センターでの相談件数

また, 盲・聾・養護学校対象の児童生徒で, 認定就学者制度<sup>\*1</sup> 等により通常の学級に在籍している場合があるため, 適切な教育的支援や支援ネットワークの構築が必要となります。

## 4 盲・聾・養護学校の現状

### (1) 児童生徒数の増加

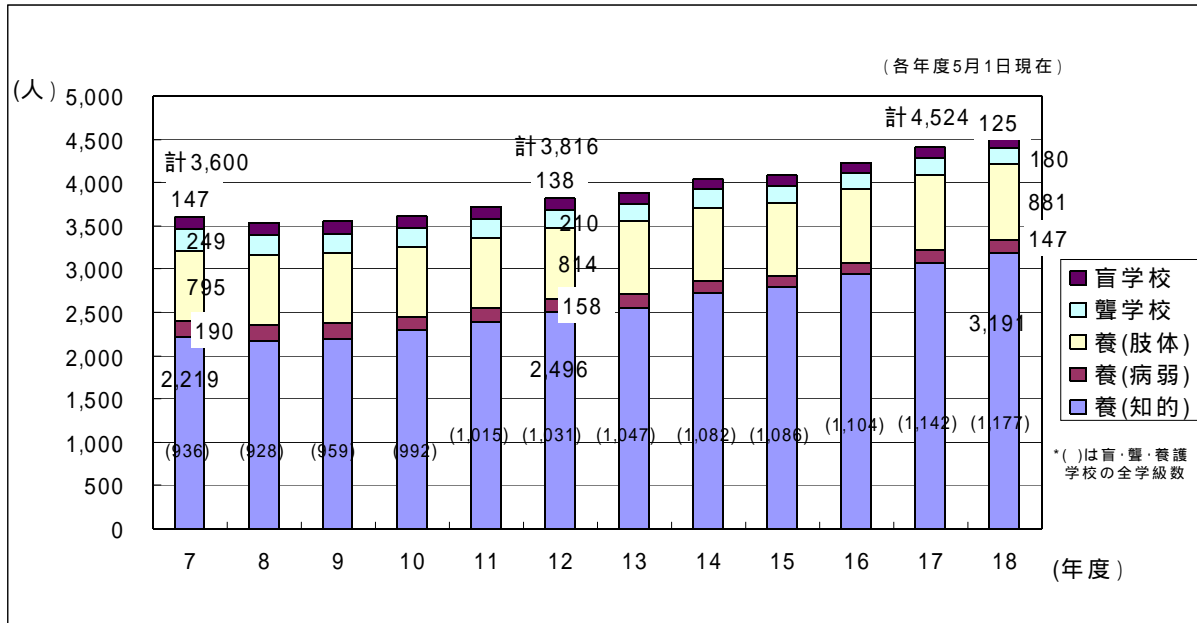
本県では, これまでに県立の盲学校1校, 聾学校2校, 養護学校26校を設置し, 障害のある幼児児童生徒の教育の充実を図ってきました。また, 県内には市立の養護学校が4校設置されています。平成7年度から公立盲・聾・養護学校(県立29校, 市立4校)の全幼児児童生徒数は年々増加しており, 平成18年度にはこの10年間で最も多く, 4,524人となっています。それに伴い, 学級数も増加しています。

特に, 知的障害養護学校に在籍する児童生徒数の増加がみられ, 全幼児児童生徒数が増加している大きな要因となっています。その中でも, 高等部の生徒数の増加が著しく, 障害の程度が軽度から重度までの生徒が在籍することになり, 個々の生徒に応じた指導内容・方法の充実が課題となっています。盲・聾・養護学校の中には, 教室の不足や食堂, 体育館等の狭隘化の状態が続いているところがあります。

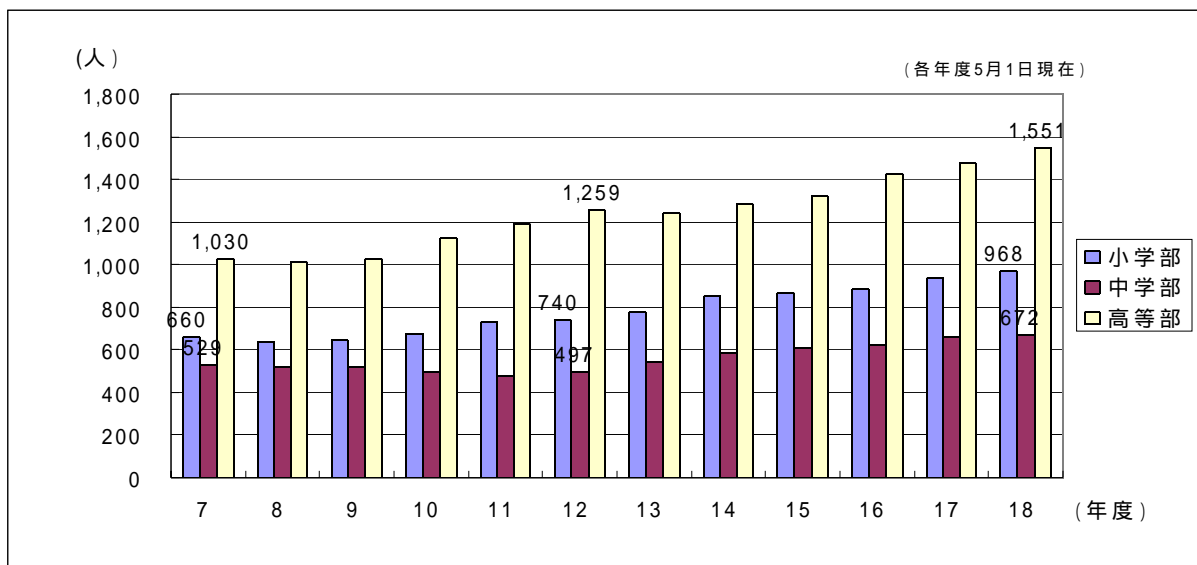
さらに, 長時間通学で心身に負担がかかっている児童生徒がいることなども問題点として指摘されているところです。

\*1 認定就学者制度 就学基準に該当する児童生徒で, 市町村の教育委員会が小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者について, 小・中学校に就学することができるもの。

(グラフ3) 公立盲・聾・養護学校幼児児童生徒数の推移



(グラフ4) 公立知的障害養護学校の学部別児童生徒数の推移



(2)障害種別の学校における在籍幼児児童生徒の実態や指導内容等

盲学校

県立校が1校設置され、幼稚部、小学部、中学部、高等部及び専攻科が設置されています。全盲児と弱視児の幼児児童生徒数はほぼ同数の在籍があります。

小・中学部で重複障害のある児童生徒の在籍が60%近くになるなど、重度・重複化の傾向にあります。

指導については、全盲児には、主として触覚と聴覚を活用した指導を、弱視児には一般文字を拡大するなどして指導しています。また、中途失明者の自立更生のための教育相談も実施しています。

## 聾学校

県立校が2校設置されています。千葉聾学校は幼稚部，小学部，中学部，高等部及び専攻科を設置しており，館山聾学校は幼稚部，小学部，中学部を設置しています。聾学校では，近年重複障害のある児童生徒が在籍するようになり，指導内容・方法の開発がされています。指導については，聴覚の活用や適切なコミュニケーション手段の活用を図りながら，幼稚部からの言語指導を基に，各教科等の基礎学力の向上を図るとともに，職業教育の充実に努めています。

## 養護学校

### ア 知的障害養護学校

県立・市立を合わせて22校の学校があり，ほとんどの学校が小学部，中学部，高等部を設置しており，多くの児童生徒がスクールバスにより通学しています。

在籍児童生徒の障害は知的障害をはじめ，肢体不自由や視覚障害，聴覚障害を併せ有する児童生徒の入学や，小・中学校からのADHD等のある児童生徒の転入もみられるなど，障害の多様化の傾向も見られます。

指導については，教科別の指導の他，日常生活の指導や作業学習等，多様な指導内容・方法を行っています。

### イ 肢体不自由養護学校

県立校が6校設置されており，すべての学校には小学部，中学部，高等部が設置されています。幼稚部を設置した学校が1校あります。各学校には，通学生の利便性を考慮し，リフト付スクールバスが各学校に配備されています。医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍しており，平成18年度現在，県立養護学校11校に看護師を配置し医療的ケア実施体制の整備を図っているところです。

指導については，「小・中学校，高等学校に準ずる教育課程」，「知的障害養護学校の教育課程の一部代替による教育課程」さらに「自立活動<sup>\*1</sup>」を主とする教育課程」など，在籍児童生徒の実態に応じて複数の教育課程を編成しています。

### ウ 病弱養護学校

県立校が2校設置されています。それぞれ，国立病院機構の病院に隣接しており，対象者は主に入院している児童生徒ですが，家庭からの通学生も若干在籍しています。慢性疾患を中心に入退院の短期・頻回化の傾向や心身症等による在籍者がみられるなど，病類の多様化傾向にあります。

指導については，医療と連携を密にして，各教科等の指導とともに自立活動の時間をとおして，病弱・身体虚弱などの状態に基づく種々の困難を主体的に改善・克服する指導を行っています。

このように，各学校に在籍する幼児児童生徒は重度・重複化，多様化の傾向にあり，教員の専門性の一層の向上が求められています。

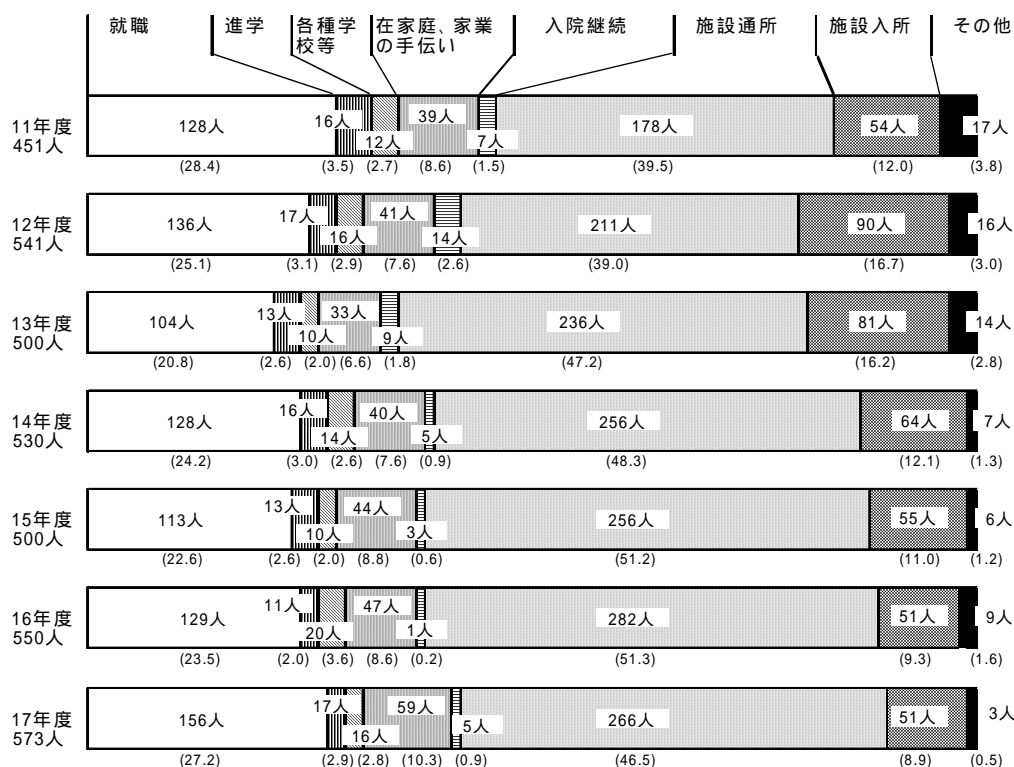
---

\*1 自立活動 特別支援学校の学習指導要領に定められた一領域。個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことを目的としている。

### (3) 高等部卒業後の進路

卒業後の進路状況について過去7年間のデータを見ると、高等部本科卒業生の就職率が20%台の推移、作業所を含む施設への通所・入所者が全体の50～60%を占めるなど、今後も就労等を目指した後期中等教育の充実が求められています。

(グラフ5) 公立盲・聾・養護学校高等部本科卒業者の進路状況



( )内数字は%

## 5 課題

前述した現状から、次のように課題をまとめることができます。

- (1) 障害のある幼児児童生徒一人一人のライフステージに応じた適切な支援と関係機関の支援ネットワークの仕組みをどのように構築するか。
- (2) 障害のある乳幼児に対する早期の教育相談支援体制及び学齢期における教育相談支援体制の整備をどのように図るか。
- (3) 小・中学校の特殊学級等で学ぶ児童生徒や通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた校内支援体制をどのように整備するか。
- (4) 知的障害養護学校を中心とした在籍児童生徒数の増加や長時間通学等の課題解決をどのように図るか。
- (5) 在籍する幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化の傾向を踏まえ、特別支援学校の新たな整備をどのように進めていくか。

- (6) 障害のある生徒の自立や社会参加を目指すため、後期中等教育の充実や卒業後の就業・生活支援体制をどのように整備するか。
- (7) 教員の指導力や専門性の維持・向上を目指した人材育成をどのように進めるか。